

処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 有明海再生・環境課

法令名	大気汚染防止法	法令の番号	昭和 4 3 年法律第 9 7 号			
不利益処分の種類	特定粉じん排出等作業に係る作業基準適合命令・一時停止命令	根拠条項	第 1 8 条の 2 1			
処分基準	<p>(1) 処分を行う場合 特定工事における特定粉じん排出等作業について作業基準を遵守していないと認めるときに処分を行う。</p> <p>(2) 処分の内容、程度 期限を定めて特定粉じん排出等作業の作業基準に従うべきことを命じ、又は特定粉じん排出等作業の一時停止を命ずる。</p>					
対応区分	1 弁明の機会の付与 2 聴聞の実施	処理機関	保健福祉事務所	交付機関	保健福祉事務所	目次 NO